平成２２年（フ）第１４９８３号
東京都板橋区板橋４丁目６番１号
破産者　株式会社エデュホープ
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９８４号
埼玉県北足立郡伊奈町大針314―39、住民票上の住所埼玉県戸田市大字新曽896―１―302
破産者　北澤　明英
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９９５号
東京都調布市上石原１丁目１番地９　センチュリー武蔵野の森202
破産者　株式会社ＶＥＮＴ
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９９８号
東京都荒川区西尾久６丁目18番６号
破産者　有限会社栗原組
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４９９９号
東京都荒川区東尾久５丁目24―10―103
破産者　栗原　弘光
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０３６号
東京都渋谷区千駄ケ谷２丁目39番３号
破産者　有限会社エクスペリエンス
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０３７号
埼玉県戸田市大字新曽2513―１―401
破産者　高杉　泰徳
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０４０号
東京都杉並区堀ノ内１丁目２番１号
破産者　有限会社コーワ
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０４１号
東京都杉並区堀ノ内２丁目15―９―301
破産者　山崎　光昭
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５０６４号
千葉県船橋市湊町３丁目７番24号
破産者　株式会社スズセイ
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１００号
東京都港区赤坂６丁目４番18号　プリンストン赤坂
破産者　エス・ケン、コンストラクション株式会社
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１０１号
北海道江別市野幌松並町５―５
破産者　佐々木哲浩
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５１４３号
東京都墨田区押上３丁目19番１号
破産者　有限会社山崎商店
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５５９５号
東京都武蔵野市関前５丁目９―１
破産者　中村　哲章
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１５９８４号
東京都町田市金井３丁目38―15　ガーデンイチカワＨ―１
破産者　佐藤　和則
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３２８号
東京都世田谷区南烏山１丁目８―24―113
破産者　下平　　博
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３５０号
東京都中央区月島２―13―12、住民票上の住所東京都中央区八丁堀４丁目２―８―502
破産者　眞田　美緒
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３５２号
東京都足立区舎人６丁目12―６―311
破産者　小西　勇次
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６３６９号
東京都足立区南花畑１丁目16―７　株式会社山内工務店
破産者　猪又　祐一
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４４５号
東京都稲城市東長沼59―４
破産者　中嶋　惠子
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４４６号
東京都稲城市東長沼59―４
破産者　中嶋　英二
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１６４７２号
神奈川県横浜市神奈川区神大寺１―５―19―102、住民票上の住所鹿児島県鹿児島市魚見町138―８
破産者　大山　佑生
1　決定年月日　平成22年12月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部